

平成27年西東京市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年11月17日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時23分
- 2 場 所 保谷庁舎4階 第3会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 前 田 哲
教 育 長 職 務 代 理 者 竹 尾 格
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由美子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
学 校 運 営 課 長 等々力 優
教 育 指 導 課 長 田 中 稔
統 括 指 導 主 事 西 川 幸 延
指 導 主 事 宮 本 尚 登
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 伊 田 昌 行
教 育 部 主 幹 主 幹（公民館）兼芝久保公民館分館長 矢 澤 吉 男
教 育 部 副 参 与 兼 図 書 館 長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 倉 本 直 子
教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 主 査 和 田 克 弘
教 育 支 援 課 教 育 相 談 係 長 宮 崎 洋 子
- 7 傍 聴 人 0人

平成27年西東京市教育委員会第11回定例会議事日程

日 時 平成27年11月17日（火） 午後2時から
場 所 保谷庁舎4階 第3会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報 告 事 項 (1) 平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告
(2) 損害賠償の額の決定についての専決処分について
- 第 3 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成27年第11回定例会
(11月17日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○前田教育長 ただいまから平成27年西東京市教育委員会第11回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前田教育長 それでは、本日は高橋委員にお願いいたします。

○前田教育長 日程第2 報告事項に入ります。

(1) 平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告、を議題といたします。

○西川統括指導主事 私から、平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について報告させていただきます。

本調査の目的は、児童・生徒の問題行動等について、今後の生徒指導に関わる施策推進の参考とするものです。

資料を御覧ください。

まず、暴力行為についてです。

平成26年度の暴力行為の発生状況等につきましては、小学校、中学校ともに0件となっております。学校におきましては、入学時より学校や学級の決まりを守るなどの身近なことや、自分たちが住む社会の法律を守る意味と重要性を継続的に指導するなどの規範意識の育成に力を入れたことや、管理職のリーダーシップにより、教員間の協力体制を強化し、暴力行為に対して対処していく体制が確立されたからであると考えております。

これまでの取組としましては、学校サポートチームの全校設置や、生活指導主任会での学校、市教育委員会、田無警察署での児童・生徒に関する問題行動に係る対応や方法について情報共有を行ってまいりました。

今後につきましては、道徳の教科化を見据え、道徳の授業の一層の充実や、思いやりの心や規範意識の育成を図るとともに、学校サポートチームの再認識を図るための研修等を実施しようと考えております。また、各学校には、調査の定義による暴力行為が発生した場合には、調査の時期に関わらず電話等による一報を行うよう働きかけてまいります。

次に、いじめについてでございます。

平成26年度のいじめの認知件数は、小学校123件、中学校29件の合計152件でございます。解消件数は152件で、平成26年度のいじめは全て解消しております。

平成25年度との比較では、小学校の認知件数が多くなり、中学校の認知件数が減っております。また、国の1校当たりの認知件数は、小学校が5.9件、中学校が5.0件であり、西東京市の1校当たりの認知件数は、小学校が6.8件、中学校が3.2件でございます。小学校におきましては、いじめに関するアンケート調査を複数回実施したり、スクールカウンセラーによる全員面接を丁寧に実施したりした結果から、早期にいじめを認知できたと考えます。また、

いじめられている児童・生徒に対して、絶対に守るという学校の意思を伝え、学校が全力で取り組んだことや、市教育委員会と連携を図り解決を図ったことが解消件数に影響していると考えております。

これまでの取組としましては、いじめに関する校内研修会の実施、市教育委員会主催の職層に応じた研修会等を実施するとともに、学校いじめ防止対策委員会の設置や学校いじめ防止基本方針の策定など、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた組織的な取組を行っております。

今後の取組としましては、西東京市いじめ防止対策推進条例を踏まえて設置する西東京市いじめ問題連絡協議会等により、いじめ防止等に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、学校いじめ防止基本方針の改定を行い、学校の組織体制の充実を図ること、いじめの未然防止、早期発見、早期対応が確実にできる教員の能力を高めるための研修等を充実させること、学校と教育委員会と連携した対応の強化を図るためのスクールアドバイザーの機能を充実させるように取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○渡部教育支援課長 続きまして、(3)不登校につきまして、教育支援課より報告をさせていただきます。

この調査の不登校の定義でございますが、まず、数値といたしましては、平成27年度学校基本調査の理由別長期欠席者数、これは平成26年度中に、連続または断続的に30日以上欠席した児童・生徒の数になります。その中で、病気や経済的理由以外の不登校を理由とした数値となります。また、内容といたしましては、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるとしております。

続きまして、①調査結果でございます。

表は、小学校、中学校別といたしまして、表全体の右側、太枠で囲まれているところが平成26年度の数値でございます。左側は、比較のため、平成25年度の数値となります。それぞれに発生学校数、人数、出現率、解消件数となります。

小学校は、平成25年度は、発生学校数14校、人数39人、出現率0.42、解消件数12件、平成26年度は、発生学校数17校、人数53人、出現率0.57、昨年比プラス0.15、解消件数10件でございます。中学校は、平成25年度、発生学校数9校、人数147人、出現率3.66、解消件数15件、平成26年度は、発生学校数9校、人数125人、出現率3.11、昨年比マイナス0.55、解消件数は19件になります。合計としまして、平成25年度は、発生学校数23校、人数186人、解消件数27件、平成26年度は、発生学校数26校、人数178人、解消件数29件となります。

続きまして、②考察でございます。

平成26年度は小学校の不登校児童が増加しております。これは、今まで少数でありました低学年での不登校が増加しているところによるものです。中学校の不登校の減少につきましては、平成25年度に多かった3年生が卒業したことによります減少であります。不登校対策委員会に対応しております中学1年生の不登校対策の成果も一部ありますが、不登校全体の減少にまでは至っていないと考えております。

不登校のきっかけといたしましては、不安などの情緒的な混乱や無気力などの本人に関わる状況が多く、次に、小学校では親子関係をめぐる問題、中学校ではいじめを除く友人関係をめぐる問題となっているところがございます。また、これらが複雑に重なっている状況も見られます。また、一人一人の背景を捉えますと、家庭の環境的な要因や知的課題などを含むものが多いことが窺われるところがございます。

次に、これまでの取組でございます。

小学校、中学校の連携による中1不登校未然防止対策といたしまして、小・中学校全校から1名ずつ選任されました教員と、適応指導教室、また、不登校ひきこもり相談室の指導員によります不登校対策委員会を年5回開催し、不登校の早期対応に努めているところがございます。

また、教育相談による専門的な立場から、教員や保護者への助言、関係機関との連携に関わるコーディネート、保護者及び児童・生徒のカウンセリングや心理療法の実施、就学相談による適切な就学に向けた学校や保護者への助言などを行っているところがございます。

適応指導教室や不登校ひきこもり相談室では、児童・生徒の心の安定や、個に応じた学習指導、家庭訪問や体験活動などの社会との接点の提供などによりまして、学校等への復帰のための支援を行っているところがございます。

次に、今後の取組でございます。

考察でも報告させていただきましたとおり、不登校は児童・生徒一人ひとりさまざまな要因によるものがあることから、教育相談の視点で、器質的な要因、環境的な要因、心理的な要因などの関係性を見立てることで背景を捉えまして、適切な支援をすることが必要であります。また、校内では教員による組織的な対応の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しまして、教育相談センターや関係機関との連携が大切になります。今後はさらに教育相談センター機能を充実させることで不登校対策に対応してまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 不登校のほうで、小学校の不登校の増加は主に低学年の増加とありますけれども、低学年が増加した何か理由みたいなもので、具体的な事例ですとか、わかっていることみたいなものはあるんでしょうか。

○渡部教育支援課長 不安などの情緒混乱の中の21名というのがございますが、ほとんどが保護者の方の精神的な疾患ですとか、知的障害とか発達障害の疑いとかということもございます。ネグレクト傾向にあるという養育困難家庭など、こういうような状況が見受けられるところがございます。また、特に低学年の中では、のどかとの関わりですとか、また、指導補助員などをつけている状況ですとか、そういうような関係が非常に多い状況になっているところなんです。特に小学校が今回増えた理由というよりは、そういうような家庭的な要因というものがあらわれたと考えております。

○森本委員 そうすると、やはり御本人の問題というよりは家庭的なバックグラウンドのほうに問題があるということで、のどかとかも関わっていただけているということですが、その

辺で、ネグレクトなんかだと、子どもたちを救い出してちゃんと学校へ行けるような手立てを、のどかサイドとか児相と連携してやるというようなことは行われているのでしょうか。

○渡部教育支援課長 お見込みのとおりでございます。また、教育相談と関わっていたり、ニコモと関わっているケースも見られますので、教育相談センター全体と、また関係機関とが連携して対応しているところでございます。

○米森委員 不登校のところで、小学校と中学校を比べたときに、中学校になって不登校になる出現率が高いものですから、これは中1の不登校というふうに未然防止策がされていますが、中1ギャップみたいな、そこで出現する割合が高いのでしょうか。

○渡部教育支援課長 中1に対する不登校対策については、一定の効果はあると思っています。というのは、小学校時代に不登校の傾向がある子どもたちが中学生になったときの出現を抑えているという事実がございます。また、小学校6年生の不登校の児童が中学校に行ったときに、全部なるかという、そうではなく、解消しているケースもございますので、一定の効果はありますが、全体としてはやはり減少傾向に持っていくまでには至っていないのではないかなと思っています。

○米森委員 基本的には中1のところで不登校が発生する率がこの中でも高いということでしょうか。中1、中2、中3。中2になって不登校とか、その辺の割合はいかがですか。

○渡部教育支援課長 特に不安定な状況の情緒混乱ですとか無気力などが合わせて82人になります。その中で、中1に関しましては21人、それから中2に関しましては31人、中3に関しましては30人というように、中1が特に多いわけではない状況でございます。ですので、中1のときというよりは、中2、中3の対策をしていく必要性があると思っております。

○高橋委員 この表の中での解消件数を見ますと、やはり不登校は解消が非常に難しいということがわかると思うんですが、対応としては、どうしても不登校になってしまったからの対応は本当に手厚くて、どこも不足することはないと思うんですが、私は、不登校はいじめと同じで誰にでも起こり得ることだと思っているんです。ただ、そこが御家庭ではまだまだどこか人ごとで、不登校になってしまうことへの危機感が本当に定着していない。また、家庭でもできることはたくさんあると思うんですね。先ほどの親御さんの精神的不安とか家庭環境の原因などは難しいかと思うんですが、それ以外でも不登校になってしまう原因はたくさんあるわけで、その中でも家庭で努力することで解決できることというのがああるということが、それをもっと、不登校になってしまう前にできることがあるということの保護者への啓発というのも必要かと思うんですが、そのあたりの取組についてはどうお考えでしょうか。

○渡部教育支援課長 御家庭の中でお子さんのことについて向き合ってもらう時間が必要だと考えております。今後さらに、保護者の不登校に対する理解とか、そういうものに関して啓発していくようなことを考えています。また、不登校になるのは、やはり幼少期からの問題もございますので、いわゆる就学前の段階での不登校になる傾向等も含めて、就学前から理解を得るようなことをしていけたらと考えているところでございます。

○高橋委員 ありがとうございます。全てを市のほうでやってあげることは難しいと思うんですけれども、危機感を教えてあげるというようなことをなかなかできていないと思いますし、先生方からも難しいと思うので、具体的に不登校になってしまうとうなるとか、不登校に

ならないようにこうしたらいんじゃないかとか、そういう提起だけでも大分違うと思うので、是非具体的な形で取り組んでいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 渡部教育支援課長 非常に難しいところはあると思いますが、今現在、不登校の児童・生徒の8割弱がスキップ、ニコモ、それから教育委員会の相談等に関わっている状態です。そういう中で、将来的に不登校になる可能性のあるというような御家庭に関しましては、説明をきちんとしながら進めていけたらと思っております。
- 竹尾委員 表の読み方を教えていただきたいんですが。解消件数とありますね。これは何に対してですか。この人数ですか。
- 渡部教育支援課長 はい。
- 竹尾委員 わかりました。
- 米森委員 いじめの関係で、しっかり個別で把握されているということを伺っておりますので安心していただけますけれども、考察で、アンケートを複数回と、それからスクールカウンセラーによる全員面接というのがございますけれども、この辺のタイミングとか、スクールカウンセラーに、例えば個別の連携とか、この辺のアンケートと面接というのは、タイミング、関連をちょっと教えていただければ。
- 西川統括指導主事 スクールカウンセラーによる全員面接というのは、1学期に小学5年生と中学2年生を行うんですけれども、その面接のときと、ふれあい月間というのがあるんですが、それが6月に行います。そのときに合わせて調査をしますので、いじめのアンケートの結果も合わせながら面接をするということも行っております。
- 米森委員 アンケートは無記名ですよ。
- 西川統括指導主事 記名だったと思います。
- 米森委員 そうすると連携ができるということですね。
- 西川統括指導主事 はい。
- 米森委員 わかりました。
- 高橋委員 すみません、ちょっと戻るんですが、暴力行為についての調査結果で、平成26年度0件になっていますけれども、例えば中学生の男子間では日常的に小競り合いのようなことは数え切れないほどあると思うので、どこまでカウントするかわからないか難しいところだと思うんですけれども、この0件についてはどう御判断されているのでしょうか。
- 西川統括指導主事 学校のほうで調査した結果をこちらに出していただいたという件数ですので、0件ということは0件なんですけれども、先ほどもちょっとお話させていただきましたが、随時、そういうことが起こった際には教育委員会のほうに連絡して対応するというところで対処していきたいと思っております。
- 田中教育指導課長 この全ての調査が年度末調査になっているんですね、つまり、3月31日でやっていますので、それまでの全てのものを総括して出すわけなんですけれども、今、いじめも随時届けていただくように制度変更を9月にかけてました。今回、このことを受けまして、なるべく学校に寄り添っていきたく思いますので、暴力行為等についても発生した場合には私たちに関わらせてくれというような働きを今後していきたいなというふうに考えて

おります。

○前田教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

それでは、2 件目の報告事項に入らせていただきます。

(2) 損害賠償の額の決定についての専決処分について、を議題といたします。

○奈良図書館長 報告事項 2、損害賠償の額の決定についての専決処分についての報告を申し上げます。

本報告は、平成27年 9 月25日、教育部図書館職員が運転する車両が、駐車している相手方車両に接触し、与えた損害賠償について、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき専決処分したもので、同条第 2 項の規定により第 4 回西東京市議会定例会に報告するものでございます。

恐れ入ります、2 枚目の専決処分書を御覧ください。

本件は、教育部図書館職員が運転する車両による事故の損害賠償に係る専決処分でございます。

損害賠償額は 3 万7,152円で、その内訳は相手方所有の自動車の修繕料でございます。

事故の発生状況につきましては、お手元の専決処分書のとおりで、現在相手方と示談を取り交わしております。

なお、本件事故の当事者及び関係者には厳重注意をし、反省文を提出させ、当分の間、運転業務自粛の処置を行ったものでございます。今後は安全運転の励行及び事故防止を目的とした課内研修を行う等、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○前田教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

○前田教育長 日程第 3 その他、を議題とさせていただきます。教育委員会全般についての質問をお受けいたします。何かあればお願いいたします。——質疑を終結します。

以上をもちまして平成27年西東京市教育委員会第11回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 2 時 23 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員